

社会福祉法人 つつじ会
石巻蛇田在宅ケアステーション

自 費 契 約 書

石巻蛇田在宅ケアステーション

自費による訪問介護契約書

_____様（以下「利用者」とする）と石巻蛇田在宅ケアステーション（以下「事業者」とする）は、事業者が利用者に対して行う介護保険法令下の訪問介護に付随して行われる訪問介護の介護保険適応外サービス（以下「自費訪問介護サービス」とする）について、以下のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対して自費訪問介護サービスを提供し、利用者は事業者に對し、そのサービスに対する利用料金を頂きます。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、_____年_____月_____日から、契約が終了されるまでとします。

（自費訪問介護サービスの内容）

第3条 事業者が、利用者に対して提供する自費訪問介護サービスにおいて、提供できるサービス内容及び料金は以下のとおりとします。また、サービス提供内容は、利用者との話し合いのもと検討し、必要に応じたサービスを提供させて頂きます。

サービス名 時間・料金	生活援助・身体介護		
	生活援助	身体介護	早朝・夜間・休日対応
サービス提供時間	8：00～17：59		早朝 7：00～7：59 夜間 18：00～20：00 休日 土・日・祝日・年末年始
30分未満	1,500円	2,000円	早朝・夜間・休日対応 25%増し
31分～60分未満	2,500円	3,500円	

※ 料金は30分を超えるごとに、生活援助（1,000円）、身体介護（1,500円）が加算されます。
また、（ ）内は夜間・休日料金です。休日は土・日・祝日・年末、年始となります。

※ サービス提供中にやむを得ない事情により、生活援助と身体介護の併用になる場合もありますので、ご了承頂きます。

※ 身体介護にて、2名の訪問介護員の支援が必要な場合の料金は2倍の負担額となります。

（1）生活援助

- ① 家事全般
- ② 薬取りなど

(2) 身体介護

- ① 公共の乗り物を利用した通院介助
- ② 病院、施設内での介助・見守りなど
- ③ 外出介助
- ④ 家庭内での見守り
- ⑤ 清潔保持の為の支援

(自費訪問介護サービス利用手続き等)

第4条 事業者が提供する自費訪問サービスの内容・利用回数・利用料については、別紙の自費訪問介護サービス票に記載します。

- 2 利用者は、事前の申し出により、自費訪問介護サービスの内容を変更することができます。
- 3 事業者は、訪問介護員が行うサービス提供ごとに利用者の確認を受けることとします。
- 4 事業者は、利用者からサービスの変更の申し出があった場合は、新たに自費訪問介護サービス票を作成し、利用者等へ説明のうえ、同意を得ることとします。

(サービス利用料金)

第5条 利用者は、第3条及び第4条に定めるサービスについて、事業者が作成した自費による訪問介護サービス料金表のサービス内容・時間・休日等の定めに従い、サービス利用料金を事業者に支払うものとします。

- 2 利用者は、訪問介護サービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用および交通費（通院・買い物等の際、交通機関を利用した場合）を負担するものとします。また、訪問介護員が事業者に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。
- 3 サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日に請求書を発行し事業者が集金に伺うこととし、利用者は、これを所定の期日までに支払うものとします。
- 4 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた時、領収書を発行します。

(利用の中止・変更)

第6条 利用者は、利用期日前に、訪問介護サービスの利用を中止することが出来ます。この場合には、サービスの実施日の前日午後6時までに事業者に申し出るものとします。

2 事業者は、同条第1項に基づく利用者からの訪問介護サービス利用の変更等の申し出があった場合、その変更を受け入れるように努めます。

(契約の解除)

第7条 利用者は、本契約の有効期間中、契約解除を希望する場合は、事業者に通知することで本契約を解除することができます。（利用者の急変や、急な入院など、やむを得ない事情のある場合は、この契約を解除することができます）

(利用者からの契約解除)

第8条 利用者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく、本契約に定める自費による訪問介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの解約)

第9条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が支払うべきサービス利用料の支払いが3ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者等が故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為をおこなうなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、個人情報の適正な取り扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』その他慣例法令等を尊守します。

- 2 事業者は、収集・保有する利用者および利用者の家族等の個人情報の利用目的を明確にし、原則として本人の同意を得たうえで、その目的を達成する範囲で、適正に個人情報を収集、利用および第三者へ提供します。
- 3 事業所の職員は、正当な理由がない限り、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者および利用者の家族等の秘密を第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様とします。
- 4 事業者は、訪問介護員が訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者および利用者の家族等の秘密を他に漏らす事がないよう、必要な措置を講じます。

(緊急時の対応)

第11条 事業者は、自費訪問介護サービスの提供中に、利用者の身体の状態に著しい変化が見られた場合は、「緊急時連絡票」に記載された家族等に速やかに連絡します。

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、利用者および利用者の家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

(本契約に定めない事項)

第13条 本契約に定められていない事項についても問題が発生した場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者に誠意をもって協議するものとします。

2 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

【契約年月日】

年 月 日

(事業者)

所在 地 石巻市蛇田字小斎61番地1
事業者名 社会福祉法人つづじ会
石巻蛇田在宅ケアステーション
(事業所番号 0470200320)
代表者氏名 理事長 土井一美 印

(利用者)

住 所 〒

氏 名 印

代理人を選定した場合

(代理人)

住 所 〒

氏 名

利用者との続柄・関係 ()